

【成瀬駅周辺地区バリアフリー基本構想(改定)】 特定事業計画の作成依頼について

○概要

基本構想の特定事業について、事業内容、実施予定期間、資金及びその調達方法等を記載した特定事業計画の作成を、事業の実施主体となる施設設置管理者等に依頼いたします。

※必要に応じ、事務局から実施内容に関する調整等をご相談する場合があります。

○依頼時期

2025年3月中に作成依頼を発送予定

特定事業計画の依頼と提出が年度をまたぐため、人事異動等による担当変更がございましたら、必ず後任の方に引継ぎをお願いいたします。

○留意点

特定事業計画に記載した内容の実施に関しては、法定の実施義務が生じることとなります。
2025年度以降、作成いただいた特定事業計画の内容について、毎年進捗を管理していく予定のため、組織内及び担当者間における引継ぎ等を確実に実施いただくようお願いいたします。